

# 丹波篠山市都市計画マスタープラン 策定業務

## 公募型プロポーザル実施要領

令和5年4月

丹波篠山市まちづくり部 地域計画課

## 1. 業務の目的

本業務は、都市計画法第18条の2に規定する「丹波篠山市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」を策定するための業務である。

本市の将来の都市空間やその実現に向けた都市計画の取り組みの方向性を明らかにし、協働と参画により、丹波篠山の「農の都」を基軸としたまちづくりを総合的、戦略的に推進するため、丹波篠山市都市計画マスタープランを策定する。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

「丹波篠山市都市計画マスタープラン策定業務」

### (2) 業務概要

別添の「丹波篠山市都市計画マスタープラン策定業務 特記仕様書」を参照

### (3) 履行期間

契約日の翌日より、令和6年3月31日までとする。

### (4) 契約方法

公募型プロポーザルによる受託業者選定の上で契約を行う。

### (5) 予算規模（提案限度額）

6,490千円（消費税込）

・提案見積額は上記の金額以内とすること。

## 3. プロポーザル参加申し込み資格

- (1) 令和5年度～6年度において、丹波篠山市における競争入札参加資格取得（登録）者であること。（※申し込みにあたっては入札参加資格登録の停止を受けていないこと）

## 4. 事業者選定スケジュール（予定）

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 公募開始          | 令和5年4月24日      |
| (2) 参加申込書及び質問受付〆切 | 令和5年5月9日       |
| (3) 質問に対する回答      | 令和5年5月12日（予定）  |
| (4) 企画提案書等の提出期限   | 令和5年5月23日      |
| (5) 企画提案審査会       | 令和5年5月26日      |
| (6) 受託者予定者選定結果通知  | 令和5年5月30日頃（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始     | 令和5年6月上旬（予定）   |

## 5. プロポーザルの提出書類及び留意事項

- (1) プロポーザル参加申込書（様式A） 1部  
※令和5年5月9日（火）提出期限

- 企画提案書等（下記（２）～（８）令和５年５月２３日（火）提出期限）
- （２）事務所の概要等（様式１） ６部
  - （３）事務所の業務実績（様式２） ６部
  - （４）技術者調書（様式３） ６部
  - （５）業務実施体制表 ６部  
（様式は自由、A４版縦、１ページ）
  - （６）企画提案書  
（業務委託実施方針（様式４）・評価テーマに対する技術提案  
（様式５））※２枚提出。様式参照のこと） ６部  
※本市の都市計画に関する重点課題に関する課題解決に向け、別紙の本業務特記仕様書に沿って提案を行うこと。  
（別添の様式について記載要領を作成の上で提案を行うこと。）
  - （７）業務工程表（様式６） ６部
  - （８）業務委託見積書 原本１部、複写５部  
（※積算根拠として特記仕様書に準じた内訳明細書を添付すること。）

## 6. プロポーザル参加の手続き等

- （１）プロポーザル参加申込書の提出  
（※申込書の提出にあたっては本市の入札指名登録事業者であること）  
プロポーザル参加申込書（様式A）を提出すること。  
（※本市で受領日の翌日から３日開庁日以内に、参加申込書受領の連絡を電話またはE-mailにて行う。）

提出期限：令和５年５月９日（火）１７時まで（厳守）  
提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は期限までに必着のこと。）

- （２）質問及び回答  
プロポーザルに関する質問は、E-mail 又は FAX により担当課へ送付すること。なお、質問は上記の企画提案書類の作成及び提出に関する事項、業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問、及び提案内容に係る質問は受け付けないものとし、下記期限を過ぎて提出されたものは一切受け付けない。また、質問及び回答についてはプロポーザル申し込み業者に公表することとする。

質問期間：令和５年４月２５日（火）から  
令和５年５月 ９日（火）１７時まで  
回答日時：令和５年５月１２日（金）１７時までに E-mail  
により回答する。（予定）

- （３）担当課 丹波篠山市役所まちづくり部地域計画課 担当：依藤<sup>よりふじ</sup>

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41 番地  
TEL : 079-552-1118 (直通) FAX : 079-552-0619  
E-mail : chiikikeikaku\_div@city.sasayama.hyogo.jp

## 7. 提供資料について

企画提案書作成にあたり、次の資料等を参考にすること。

- (1) 丹波篠山市第3次総合計画及び丹波篠山市土地利用基本計画等の各種計画（丹波篠山市ホームページからダウンロード可。）
- (2) 兵庫県の広域都市計画基本方針、区域マスタープラン等（兵庫県HP参照）

## 8. 企画提案書等の書類の提出

企画提案書等の提出期限は下記のとおりとする。

提出期限：令和5年5月23日(火) 17時まで（厳守）

方 法：担当課へ持参または郵送して下さい。  
（郵送の場合は期限までに必着のこと）

提出部数：正1部 副5部

そ の 他：提出する提案は、1社につき1案とする。

## 9. 企画提案審査会（企画提案書プレゼンテーション）

提出された企画提案書等に基づき、下記の予定で「丹波篠山市都市計画マスタープラン策定業務 企画提案審査会」において審査を行うとともに、プレゼンテーションを実施する。

日 時： 令和5年5月26日（金）15：30～  
と ころ： 丹波篠山市役所 本庁舎4階401会議室  
（ノートパソコン・プロジェクターあり  
※USBデータのみ持参のこと）

持ち時間：・各参加者20分（説明10分、質疑応答10分）とする。

- そ の 他：・参加人数は、2名以内とする。
- ・説明は、提出された企画提案書等をもとにプレゼンテーションを行うこと。
  - ・その他プレゼンテーションに必要な機器類は、提案者が用意すること。
  - ・参加者数により持ち時間を調整する場合がある。

## 10. 企画提案書等の取り扱い

- (1) 企画提案書等の提出後において、企画提案書等に記載された内容の変更及び再提出は認めない。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。

- (3) 提案書等の作成、及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。

### 1 1. 審査の結果通知等

- (1) 本プロポーザルは、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションを総合的に評価し、最高得点者を委託予定者とする。
- (2) プロポーザルの選考基準は、別表第1のとおりとする。
- (3) 選定結果は、後日書面により参加者全員に通知する。
  - ① 選定結果についての異議申立、並びに問合せには応じない。
  - ② 事業者の提案書内容、審査内容については公表しない。

### 1 2. 契約の手続き

前項によって決定した委託予定者と委託契約の内容に関して、市と事前に企画提案を踏まえた内容について協議を行い、その協議内容を反映するものとする。協議後、合意に達した場合には見積り事業者として見積書の提出を求め、予定価格の範囲内で委託料を決定し契約を締結する。

委託予定者との契約が成立しない場合は、次の評価得点の高い順位の提案者と交渉を行うものとする。

### 1 3. 失格の取り扱い

市長は、参加者、又は参加者の提出した企画提案書等について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該参加者を失格とすることができる。

- (1) 本プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 本プロポーザルの作成様式及び記入要領に適合しないもの。
- (3) 本プロポーザルの提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 本プロポーザルの提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

### 1 4. 担当部局

丹波篠山市まちづくり部地域計画課

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41 番地 担当者：<sup>よりふじ</sup>依藤  
TEL：079-552-1118（直通） FAX：079-552-0619  
E-mail:chiikikeikaku\_div@city.sasayama.hyogo.jp

(別表第1)  
プロポーザル選考基準

評価項目		配点
<b>① 事務所の実力（業務経歴等）</b>		<b>10点</b>
①-1	都市計画マスタープラン並びに同種業務の実績	5点
①-2	技術者の経歴、保有資格状況及び業務実績	5点
<b>② 企画提案内容評価（総合）</b>		<b>80点</b>
②-1	丹波篠山の独自性を踏まえた提案	20点
②-2	本市の都市計画の課題解決に向けた取り組みの方向性	20点
②-3	取り組み意欲の程度	10点
②-4	まちづくりへの提案の的確さ	20点
②-5	工程計画の妥当性	10点
<b>③ 総合所見</b>		<b>10点</b>
③-1	審査に関する総合所見について	10点
<b>評価点合計</b>		<b>100点</b>